

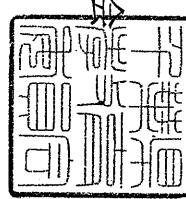
千葉県生涯学習審議会 様

「県立博物館・美術館の今後の在り方」について（諮問）

このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年 法律第71号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり諮問します。

平成30年3月23日

千葉県教育委員会



(諮問事項)

県立博物館・美術館の今後の在り方について

(諮問理由)

千葉県では、昭和48年に策定した「千葉県の博物館設置構想」に基づき、県の中心に博物館活動の総合センターとしての中央博物館と美術館、県内各地に地域博物館を設置し、これらをネットワークで結び、広い県土における文化面での発展の礎を築いてきた。

一方、生涯学習社会の進展や地域文化・科学に対する県民の関心の高まりに対応して、現在、県内各地には、市町村立等の博物館・美術館や歴史民俗資料館等の設置が進み、各県立博物館には、それらの博物館を支援する拠点施設としての役割も期待されている。同時に、千葉県を取り巻く文化・社会の多様化や変容、資料の発掘・発見・分析等に伴う歴史研究の進展や、自然科学分野での研究の充実や新発見等に伴い、これらを踏まえた博物館としての調査・研究の更なる充実と、その成果の展示等をおとした県民への速やかな還元が求められている。一方、事業の面では、資料の陳列を中心とした展示に加え、参加・体験型事業や、高度化した情報技術を活用した展示解説、情報発信の需要が高まってきた。さらに、学校教育に加えて、地元自治体や社会教育施設等と連携・協同した地域振興・観光振興への貢献も求められるようになってきた。

こうした博物館・美術館への新たな要請に応えるには、これまでの各県立博物館の役割を見直しつつ中央博物館の機能を強化し、全県下を対象とした調査・研究の一層の充実と、適切な資料の収集・保管体制の再構築、それらに基づく魅力ある展示・発信体制の整備が必要である。また、多様なニーズに対応するためには、類似の資料を扱う図書館・文書館や社会教育施設との連携を進めるなど、施設の垣根を超えた新たなサービスの開拓も必要である。加えて施設の老朽化や、博物館資料の収蔵スペースの狭隘化、ＩＣＴ技術による展示機器の更新等、施設・設備面の課題にも対応していく必要がある。

このような中、平成28年2月には、「千葉県公共施設等総合管理計画」が策定され、施設の総量縮減、適正配置を推進することとし、同7月には、千葉県行政改革推進本部において、新たな「公の施設の見直し方針」が決定され、博物館・美術館は、現状の分散型の施設配置を見直し、機能の集約化、個々の施設への指定管理者制度の導入、地元市町への移譲の可能性を検討することが示された。

以上のことから、県立博物館・美術館の現状と課題、及び社会情勢の変化を踏まえ、標記のとおり諮問する。